

函南駅前駐車場（定期）使用者

募集

使用期間／平成25年4月1日～平成26年3月31日
 対象／通勤・通学でJR函南駅を利用する人（函南駅前町営駐車場の設置及び管理等に関する条例による）
 駐車場所所在地／大竹182番地の3、大竹182番地の5、大竹190番地の15
 使用料金／月額5,000円（町内に住民登録がない人は7,000円）
 区画数／170区画

決定方法／公開抽選会で申し込み受付順に抽選、使用者と駐車区画を決定。（本人以外の出席可）
 欠席・遅刻の場合は代理抽選し、代理抽選後に来場した場合は再抽選できません。
 公開抽選会／平成25年2月28日（木）13時30分（時間厳守）函南町役場 2階大会議室
 その他／現在使用している人も新たに申し込みが必要です。町外者については台数制限があります。申請者は必ず使用者とします。

す。（使用者の変更、車両を重複しての申請は不可）当選者は後日定期券のコピーを提出してください。
 必要書類／申請書（管財課窓口、町ホームページで入手）認め印、運転免許証のコピー、車検証のコピー
 申込方法／平成25年1月7日（月）～平成25年2月8日（金）に必要書類を管財課へ提出してください。（郵送可、消印有効）
 問合せ先／管財課（979-8104）

特別児童扶養手当を支給します

身体または精神に重度または中程度の障害がある、20歳未満の児童を扶養している親または養育者に対して支給される手当です。ただし、次のいずれかに該当する場合は手当を受給することができません。
 対象外者／○請求者・同居の親族

の前年の所得額が一定の額を超える場合○児童が児童福祉施設など（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園は除く）に入所している場合○児童が障害を事由とする公的年金給付を受けることができる場合
 支給月額／○1級（重度障害児）

月額50,400円○2級（中度障害児）月額33,570円
 ※平成25年4月以降、支給額は変わる場合があります
 支給月／4月、8月、11月
 問合せ先／福祉課（979-8127）

消費者被害を防止しましょう

悪質 質商法による被害は、依然として続いています。消費者の心の隙に付け込むものも多く、年末年始の慌ただしい時期には、心のゆとりがなくなり、トラブルに巻き込まれる危険も高まると考えられます。被害にあわないために、次のことを心掛けましょう。

クーリングオフ制度を知っておこう
 訪問販売や、マルチ商法などの取引で契約した場合、一定期間内であれば無条件で消費者が契約を解除できる制度です。

楽に儲かる話はありません
 「楽に儲かる」「絶対儲かる」「夢がかかろう」などの言葉にだまされ

れないようにしましょう。

知らない人は簡単に家に入れない
 家の中に入れると断りにくくなります。簡単にドアを開けず、インターホンで用件を確認しましょう。

はっきりと断りましょう
 自分にとって本当に必要な商品なのかをよく考え、必要でなかったら、勇気を持ってはっきり断りましょう。

早めに消費者相談窓口にご相談しましょう
 被害にあってしまった、おかしいなと思ったら相談しましょう。

相談窓口／函南町消費生活センター（979-8131）
 東部県民生活センター（952-2299）

若手農家と婚活しましょう!

JA 三島函南青壮年部



日時／平成25年2月2日（土）18時～

場所／SUN 魂三島店（三島市広小路6-24）

対象／20歳～35歳までの女性

募集人数／10人（応募多数の場合は抽選）

参加費／2,000円

申込方法／平成25年1月21日（月）17時までにFAX、メール、はがきにてお申し込みください。（住所、名前、年齢、連絡先、職業を記入）

申込み・問合せ先／JA 三島函南指導開発課（電話：971-8208、FAX:972-8815、メール：R7274@mk.ja-shizuoka.or.jp）

〒411-0801 三島市谷田141-1

消費問題に関するコーナー

消費トラブル『ゼロ』

オレオレ詐欺にご注意を

函南町・三島市で10月、11月の2か月間で3件のオレオレ詐欺が発生しています。その被害総額は2,000万円にもなります。被害に遭った人全てが70歳以上の高齢者です。老後のために蓄えてきた大切なお金をだまし取られています。発生した3件全てに共通する手口は次のとおりです。

- ・息子のふりをして、まず携帯電話の番号が変わったことを告げ、新しい携帯番号を教えるなどです。
- ・銀行で銀行員に疑われないうちにお金を下ろす方法を教えるなどです。
- ・まず、携帯電話の番号が変わったという連絡には十分注意しましょう。
- ・オレオレ詐欺は、いつ誰のところにかかってくるかわかりません。「私だけは大丈夫」と思わず、まずは疑うように心掛けてください。

問合せ先／函南町消費生活センター（979-8131）

家屋を取り壊したら届け出をしてくださ



平成24年中に未登記の家屋を取り壊した場合は、平成25年1月31日（火）までに税務課へ「家屋滅失届」を提出してください。
 なお、登記されている家屋で平成25年1月1日（賦課期日）までに滅失登記がお済みの場合は、税務課への届け出は不要です。

※滅失登記とは、家屋を取り壊したときに登記内容の全部を除去するための登記です。
 持ち物／家屋滅失届（税務課窓口にあります）、所有者の印鑑、取り壊したことのわかる書類（解体証明書や取り壊したときの領収書など）
 その他／郵送での届け出をしたい場合は、ご連絡ください。
 問合せ先／税務課（979-8108）